

答申第 890 号

諮問第 1561 号

件名：会議等状況報告の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において不開示とした同表の 2 欄に掲げる部分のうち、「事業計画に関する事項」については、現時点においては開示すべきであるが、その他の部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 6 月 16 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 7 月 28 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 当該行政文書に記録された情報は、全面的に開示しても、事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれはなく、条例第 7 条第 6 号に該当しないため。
- (イ) 条例は、目的として、情報公開により、「県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資することを目的とする」としている。よって、条例の条文の解釈はこの目的に照らしてされねばならない。
- (ウ) 本情報公開請求は、リニア中央新幹線事業に関するものである。本県内でのリニア中央新幹線事業は、開削工事でされる名古屋駅周辺を除けば、すべて大深度地下トンネルの工事とされる。大深度地下の工事は本県ではじめてのものであり、その行政手続きや工事のあり方をめぐって県民の間には、大きな疑問と不安がある。よって、本事業に県当局がどのように対応しているのかを詳細に知ろうとするのは、県民として当然の権利である。
- (エ) 本情報公開請求に対して、一部不開示の理由とされている「第三者」は、本事業の事業者である JR 東海に外ならない。確かに JR 東海は民間企業である法人である。県当局は、このことをもって条例第 7 条第

3号を理由に、肝心な部分の情報公開を拒否している。しかし、世間においては、本事業は国家的プロジェクトとされ、3兆円の財政投融資の対象となっており、極めて公共性の高い事業である。JR 東海を単に「第三者」とする判断には強く異議を申し立てたい。

(オ) 翻って、国鉄の分割民営化がされずに、国鉄として本事業が営まれていたら、情報公開でどうなるであろうか。当然のことながら、すべてが情報公開の対象にされたに違いない。近年公共部門の民営化が急速に進行しているが、民営主体に対して単純に条例第7条第3号が適用されるならば、民営化は県民の知る権利を奪う結果になる恐れ大なのである。

(カ) 本事業は国家プロジェクトと言われる大事業であるから、当然のことながら、事業に反対する県民も存在する。県当局は非開示の根拠として条例第7条第5～6号を挙げているが、これは事業をめぐる県民の賛否の議論を封じるものに外ならない。県当局が、JR 東海にとって不都合な情報を隠蔽することに協力して、本事業が邪魔なく進展されることを、情報開示是非の判断基準にしていると言わざるを得ない。

(キ) リニア中央新幹線事業に対する県当局の態度は、「事業主体は JR 東海ですから」と逃げ回っている姿勢が顕著であり、県民としては「悲しい」の一語に尽きる。県民の生命・安全に責任を負っているはずの県当局は、積極的に事業内容に介入し、JR 東海の異議を抑えて県民のために情報を提供するのが、地方自治の本旨に則^{のつと}った県政の姿である。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

弁明書は、リニア新幹線の事業主体である JR 東海は、条例第7条第3号の括弧内に明示されている「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人」ではないから、条例上の一法人であると判断して、機械的に同条第3号イを適用しているに過ぎない。そして、JR 東海の職員は公務員ではないからと、これまた機械的に同条第2号を適用しているに過ぎない。

審査請求人が審査請求書で指摘したのは、県当局のこのような条例の運用で、本当に県民の生命、健康、生活又は財産を守ることができるのかという、リニア新幹線事業に対する姿勢の問題である。

(ア) JR 東海社員の氏名、役職及び保有資格を、個人に関する情報として秘匿することの社会的妥当性について。

そもそも条例が、第7条第2号ただし書ハにおいて、公務員の場合には、「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行に係る部分」の開示を求めているのは、何のためであろうか。言うまでもなく、職務遂行上の公務員に関する情報は、人権擁護の観点から秘匿されるべ

き個人情報ではなく、県民が、公務員としての職務がどのように遂行されるか、されたかを知る権利の方が重要であるとされているからに外ならない。

この判断基準を、本件情報開示請求に当てはめて考えると、本件情報開示請求が求めているのは、JR 東海社員に関する一般的な個人情報ではなく、JR 東海社員がリニア新幹線事業を推進する上での「当該職務遂行に係る部分」に外ならないのであって、リニア新幹線事業の規模の巨大性、社会的影響の大きさを考えると、県民が、事業の遂行の過程を知る権利の方が、社会的にはるかに重要であることは明白である。

(イ) 条例が公にすることを求めている情報について。

一方、条例が、例外なく公にすることを求めている情報がある。それが、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」の情報である（条例第7条第2号ただし書口、同条第3号ただし書）。

この重要な規定について、県職員は、単なる飾り言葉としか考えていないと思われてならない。

リニア新幹線事業に見直しを求めている人々は、まさにこの事業が「人の生命、健康、生活又は財産を保護」する観点から問題ありとして異議を申し立てているのである。

本件開示請求にあたって、県当局が開示しないことにした部分につき、上記条文との関係において、どのような検討がされたのかが、明らかにされるべきである。

(ロ) 県民の誤解や憶測について

弁明書は、条例第7条第3号イの該当性について述べる中で、「これを公にすると、県民に誤解や憶測を招き」としている。ところが、条例をつぶさに読んでも、「県民の誤解や憶測」という例示表現はどこにもない。県職員がこのような表現を安易に使用するのには、21世紀の今日においても、「知らしむべからず、^よ知らしむべし」という役人根性が、県庁内に蔓延していることの証左である。この点の根本からの反省がなければ、情報公開条例は存在意義を失うと断言する。

(ハ) 法による説明会が終了した今日における情報開示について

ところで、JR 東海は国交大臣に対して、リニア新幹線事業につき平成30年3月20日に大深度地下使用の認可申請をし、愛知県下においても平成30年5月中に5回の説明会を行っている。つまり、本情報公開が求めた情報はすでに過去のものとなっており、JR 東海の大深度地下使用認可申請書はすでに完成している。もはや、「県民に誤解や憶測を招く」ことは皆無である。

他方、県民が、JR 東海が、大深度地下使用認可申請をする過程で、県当局とどのような協議をしたかを知ることは、県の政策決定過程を

知る一助となり、県政への信頼を醸成する上で、不可欠な要素である。
よって、本情報公開請求が求めている情報は、一点の黒塗りもなく
開示されるべきである。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

まず、一つ苦言を呈したい。これは愛知県の行政の在り方の問題であるが、情報公開を受け付ける部署か、あるいはその事案を抱えている部署の責任なのか分からないけれども、今回の場合は、振興部と建設部に情報の源が分かっていた。これは、普通の県民が初めから知るわけではないので、情報開示請求を出してみたら分かったことである。それによって、弁明書を出されるのが、一月ぐらい遅れて、2回にわたって反論書を書かなければならないようなことになった。

この問題はどこにあるかという、情報開示請求を受け付けるときなのか、あるいはそのときに担当部局を呼ぶときなのか分からないが、何のために当該県民が情報開示を要求しているのかということ、県当局としては把握しておいてほしいと、つくづく思う。

情報開示請求者はリニア事業についての経過というか、今回の場合は大深度地下法の行政手続についての公開を求めていると分かっているはずであるので、一つのテーマとして県民に対応するようにしてもらいたい。冒頭に、意見を述べておく。

今回の情報開示についての意見としては、リニア中央新幹線の事業の不可解さ、不思議さというのが、そもそも2007年にJR東海が、国の方がもたもたしているのであれば、うちの金だけでやりますよというふうにして、事業を始めることを意思決定して、それを受け国交省が行政事務手続に動いたというところにおいて、いわゆる国家的プロジェクトだというふうに言われており、プロジェクトの大きさから言えばそういうものだと思うが、そういうものが一企業によってやるということで始められたという矛盾である。

これが情報公開にも大きく響いている。私が情報公開されないことを納得しない、一番大きな原因である。要するに、私企業がやることだから、条例の第7条第2号、第3号が機械的に適用されて、JRの職員の氏名すらも、あるいは身分すらも明らかにされない。

この点に関し、大深度地下法の行政手続の中で、平成30年7月6、7日と、国交省が主催する公聴会が開かれた。名古屋市でも開かれた。どういうふうなやり取りがあったか読み上げると、「公務員の場合は、その職務の遂行に関するものである限り、情報公開請求があれば個人情報も公開される。ところがJR東海の職員であれば、公益的事業に携わっているが、全てを秘密にすることができる。この矛盾をどうお考えか。」という質問に対し、答えは「公にすることにより、競争上の地位や正当

な権利を害するおそれがあるものは、開示しない」。これは、条例の一文をそのまま引用して答えている。「どういう場合に、そのおそれがある場合になるのか。」という質問に対する回答は、「例えば行政との協議中に情報が漏れることがあれば、私どもと相手方双方に迷惑がかかるから、情報公開はしない」。それで、「物事が決定されるまでは、県民には知らせない方がよい、知らせむべからず依らしむべしですか。」という質問に対し、「決定された段階では、きっちりと開示をいたします。」というやり取りがあった。

条例を読んでみると、一律に私企業の職員なら名前を伏せればよいというふうに書いてあるわけではない。「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」場合は、公務員でなくても、そういう情報を公開してもいいというふうに書いてある。

それで、リニアをめぐる問題というのは、リニアの事業に疑義を持っている立場から言えば、まさに事業そのものが県民の生命・健康・生活・財産、これに影響するからゆえに異議ありと言っているわけであり、こういうものを、もう少し柔軟にというか、拡充してというか、そういうふうに考えて、要するに、JR 東海のやっている事業は公共事業とほとんど変わらないことをやっているわけであるから、そういう場合にはいわば指導というか要請というか、県の側が JR 東海にしてもよいのではないか、というふうに思う。

民主主義の原則であるけれども、要するにこのリニア事業については、JR 東海が 3 兆円なり 5 兆円なりの資金繰りだったらできるから、自分が勝手にやるよというふうに言い出しているから、国会でも何の議論も起きなかった。県議会でも是非をめぐる議論はほとんど起きなかった。

要するに県民を巻き込んだリニアの是非論に対する議論が全くされないまま、ここまできてしまったところに根本的な問題があるような気がする。それを是正するためにも、徹底的な情報開示をするように求めたい。

次には、情報開示を請求する立場から言うと、開示される時期の問題というのが、無視できないものとしてある。

このリニアの事業については、平成 26 年 10 月 17 日に工事実施計画（その 1）の認可が国交省からされて、新聞でにぎわしておるように、いろんなところで用地買収なり工事が始まっている。私がこの大深度地下法に関する手続について、開示請求をしたのは平成 29 年 6 月 16 日付けである。その最初の認可がされてから約 3 年経過しているわけであり、この事業に関心を持っている者としては、この間大深度地下に対する手続がどの程度進んでいるだろうかというようなことを知りたいと思って情報公開請求をした。

ところが、普通は2週間で開示がされるわけであるけれども、JR東海が条例上の第三者であるということによって、30日延ばされる。しかも部分開示の通知があっても、条例第15条第3項の規定によって2週間、コピーを頂くのは延ばされる。ずるずるずるずる延びていく。審査請求をすると、忘れた頃に弁明書が出てくる。で、今日に至っている。ものすごい時間が経っているわけであり、既に認可は終わっている。情報公開を請求した人間から言うと、情報公開を請求したメリットがどこにあったのかということをおぼろげに言えない。

そういうことも含めて、JR東海を第三者として丁寧に扱うことの問題、それから、条例に基づいたいろいろな手続の間の問題、そういうものをもう一度考えてもらいたいと思う。

最後に、先程触れたことを改めて言うが、JR東海が使う大深度地下の使用認可が、平成30年10月16日付けで既に出された。先程読み上げた公聴会でも、最後にJR東海は、決定された段階ではきっちりと開示しますというふうに言った。

JR東海と愛知県その他の行政機関で、JR東海が認可申請書を作る前に、どのような過程で政策決定をされたのか、過程を知る権利があると思う。そういう意味では済んでしまったことではなく、改めて開示をしていただくように要求する。

最後に付け加えると、平成30年9月、確か15日だったというふうに記憶しているけれども、JR東海はかつて愛知県産業貿易館本館であった跡地に造るリニア中央新幹線用の変電所の工事を特定の業者に発注した。

平成29年の暮れに、特定の業者を含むスーパーゼネコンの談合問題が大騒ぎになった。

もしこれが普通の公共事業であつたら、談合が明らかになった時点で、当該行政機関の国会なり議会なりで大騒ぎになって、真相究明の議論が沸き上がる。ところが、JR東海は私企業だからということで情報公開しない。9月になったら、談合に参加した特定の業者に工事を発注している。普通の公共事業では考えられないことである。国民全体に何も知らせないまま、事業が一方的に進められていく感じがしてならないので、改めて黒塗りでないまっさらな情報開示を求める。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

ア 文書1「会議等状況報告（リニア中央新幹線の大深度地下使用に関する説明会（H27.9.15）」）について

文書1は、平成27年9月15日に東海旅客鉄道株式会社（以下「JR東海」という。）の社員が、愛知県の関係部局担当者に対して、リニア中

中央新幹線（以下「中央新幹線」という。）建設に係る大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下「大深度法」という。）第 14 条第 2 項第 8 号及び第 9 号の意見書に係る照会に際して、中央新幹線の概要、大深度法の概要及び照会事項について説明を行い、内容についての質疑応答を行った説明会に係る記録であり、打合せ記録及び当日の説明資料で構成されている。

打合せ記録には説明会の日時、場所、出席者、主なやり取り等が記載され、出席者名簿が添付されている。また、当日の説明資料は、次第及び中央新幹線の概要（環境影響評価書のあらまし）、大深度法の概要、照会事項等が記載された資料で構成されている。

このうち開示しないこととした部分は、出席者名簿のJR東海の社員の氏名及び役職名である。

イ 文書 2「会議等状況報告（大深度地下使用の認可に当たっての事前照会に関する打合せ（H27.8.27）」について

文書 2 は、平成 27 年 8 月 27 日にJR東海の社員が、中央新幹線建設に係る大深度法の認可申請に必要な第 14 条第 2 項第 8 号及び第 9 号の意見書に係る照会に際して、愛知県の関係部局担当者を集めて説明会を開催するために、来庁して愛知県振興部交通対策課リニア事業推進室及び建設部建設企画課の職員と行った打合せに係る記録であり、打合せ記録及びJR東海が作成した資料で構成されている。

打合せ記録には打合せの日時、場所、出席者、概要等が記載され、出席者のJR東海の社員の名刺のコピーが添付されている。JR東海が作成した資料には、大深度地下使用認可申請に当たっての事前照会の概要等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、打合せ記録の出席者のJR東海の社員の氏名及び打合せの概要の事業計画に関する事項が記載された部分並びに出席者のJR東海の社員の名刺のコピーに記載された氏名、役職名及び保有資格並びに電話番号、FAX番号及びメールアドレスである。

(2) 不開示情報該当性について

ア 審査請求人は、審査請求書において、「当該行政文書に記録された情報は、全面的に開示しても、事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれはなく、条例第 7 条第 6 号に該当しない」、「本事業は国家プロジェクトと言われる大事業であるから、当然のことながら、事業に反対する県民も存在する。県当局は非開示の根拠として条例第 7 条第 5～6 号を挙げているが、これは事業をめぐる県民の賛否の議論を封じるものに外ならない。」と主張している。しかしながら、本件一部開示決定においては、決定通知書に明記したとおり、条例第 7 条第 2 号又は第 3 号イに該当する部分を不開示としたものであり、同条第 5 号又は第 6 号に該当するとして不開示としている部分はない。よって、同条第 5 号又は第 6 号に関

する審査請求人の主張は、本件一部開示決定には当てはまらない。そのため、以下は同条第 3 号イの該当性について述べるとともに、同条第 2 号の該当性についても併せて述べる。

イ 条例第 7 条第 2 号該当性について

文書 1 及び文書 2 のJR東海の社員の氏名、役職名及び保有資格（以下「JR東海社員の氏名等」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

JR東海社員の氏名等は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。また、JR東海の社員は公務員等ではないため、JR東海社員の氏名等は、同号ただし書ハに該当せず、さらには同号ただし書ロ及びニにも該当しないことは明らかである。

よって、条例第 7 条第 2 号に該当する。

ウ 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

(ア) 文書 2 の打合せ記録のうち、事業計画に関する事項には、大深度地下使用の認可に当たっての事前照会に関する打合せでJR東海から説明のあった中央新幹線に係る大深度法の認可申請の計画に関する不確定な事項が記載されているが、国土交通省において中央新幹線に係る大深度法の認可申請の審査中であり、これを公にすると、県民に誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせ、その結果、JR東海の社会的評価の低下を招き、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、事業計画に関する事項は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(イ) 文書 2 のJR東海の電話番号、FAX番号及びメールアドレス（以下「JR東海の電話番号等」という。）は、JR東海が公表していない情報であり、JR東海は一般の問い合わせは中央新幹線愛知工事事務所及び環境保全事務所（愛知）を県内の窓口として対応していることから、それら以外のJR東海の電話番号等が公にされると、JR東海の業務体制と無関係に問い合わせ、意見等が寄せられ、職務に必要な連絡に支障を来すなど、法人の正当な利益を害するおそれがある。

したがって、JR東海の電話番号等は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権

利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、中央新幹線建設に係る大深度法に基づく大深度地下の使用の認可の申請に必要となる大深度法第 14 条第 2 項第 8 号及び第 9 号の意見書に係る照会に際して、JR東海の社員が愛知県の関係部局担当者に対して行った説明会に係る記録及びその説明会を開催するためにJR東海の社員と行った打合せに係る記録である。その構成及び記載内容は、前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の 2 欄に掲げる部分について、同表の 3 欄に掲げるとおり、JR東海社員の氏名等を条例第 7 条第 2 号に、「事業計画に関する事項」及びJR東海の電話番号等を同条第 3 号イに該当するとして不開示としている。

なお、審査請求人は、審査請求書において、実施機関は不開示の根拠として条例第 7 条第 5 号及び第 6 号を挙げている旨記載しているが、前記 3(2)アにおいて実施機関が説明するとおり、本件一部開示決定において同条第 5 号及び第 6 号に該当することを理由に開示しないこととされた部分は存在しないので、以下、同条第 2 号該当性及び同条第 3 号該当性について判断する。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、JR 東海社員の氏名等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ JR 東海社員の氏名等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識

別することができるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

JR 東海社員の氏名等は、法令若しくは条例の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書イに該当しない。

審査請求人は、リニア新幹線事業に見直しを求めている人々は、この事業が「人の生命、健康、生活又は財産を保護」する観点から問題ありとして異議を申し立てており、本件開示請求に当たって同号ただし書ロとの関係において、どのような検討がされたのか明らかにされるべきであると主張している。実施機関が開示とした JR 東海社員の氏名等は、JR 東海の社員が愛知県の関係部局担当者に対して行った説明会やその説明会を開催するための打合せに出席した者の氏名、役職名及び保有資格の情報にすぎず、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報とは認められないことから、同号ただし書ロに該当しない。

また、審査請求人は、リニア新幹線事業の規模の巨大性、社会的影響の大きさを考え、同号ただし書ハの職務遂行上の公務員に関する情報の判断基準を当てはめるべき旨主張しているが、JR 東海の社員は同号ただし書ハに規定する公務員等でないことは文理上明らかであるので、JR 東海社員の氏名等は、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、JR 東海社員の氏名等が同号ただし書ニに該当しないことは明らかである。

ウ 以上のことから、JR 東海社員の氏名等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 3 号該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

なお、同号ただし書は、同号イに該当する情報であっても、法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害又は支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報が記録されている行政文書については、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、本件行政文書において実施機関が同号イに該当するとして不開示とした部分の同号該当性について、以下検討する。

イ 事業計画に関する事項について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、実施機関が「事業計画に関する事項」として不開示とした部分には、大深度法の認可申請のスケジュールに関する事項が記載されていることが認められた。

当審査会において実施機関に確認したところ、大深度法の認可申請は、平成30年3月20日にJR東海から国土交通大臣に対しなされ、同年10月17日付けで認可されたとのことである。

実施機関は、平成30年6月7日付けで当審査会に諮問した際に添付した弁明書において、「事業計画に関する事項」には、打合せでJR東海から説明のあった中央新幹線に係る大深度法の認可申請の計画に関する不確定な事項が記載されているが、国土交通省において当該認可申請の審査中であり、これを公にすると、県民に誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせ、その結果、JR東海の社会的評価の低下を招き、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張している。

しかしながら、大深度法の認可申請については、平成30年10月17日付けで既に申請は認可されている。大深度法の認可申請のスケジュールに関する事項である「事業計画に関する事項」は、現時点においては、公にしたとしても、認可に影響を及ぼすことはなく、JR東海の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、「事業計画に関する事項」は、現時点においては、条例第7条第3号イに該当しない。

ウ JR東海の電話番号等について

実施機関によれば、JR東海の電話番号等は、JR東海が公表していない情報であり、JR東海は一般の問合せは中央新幹線愛知工事事務所及び環境保全事務所（愛知）を県内の窓口として対応しているとのことである。

公表していないJR東海の電話番号等を公にすることとなると、これらの連絡先にも問合せ、意見等が寄せられることが想定され、これらの連絡先において行う通常の業務に支障を来すおそれがあり、JR東海の正当な利益を害するおそれがあるといえる。

したがって、JR東海の電話番号等は、条例第7条第3号イに該当する。

エ 条例第7条第3号ただし書該当性について

審査請求人は、本件開示請求に当たり実施機関が開示しないことにした部分につき、条例第7条第3号ただし書との関係において、どのような検討がされたのかが明らかにされるべきであると主張する。

条例第7条第3号ただし書の「公にすることが必要であると認められる」とは、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産を比較衡量し、後者が優越

する場合をいい、事業者の事業活動によって生ずる人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実が発生している場合のほか、その発生の高蓋然性が高い場合において、当該事業活動に関する情報の開示が、その危害若しくは支障を排除し、拡大を防止し、又は発生を予防するために必要な場合がこれに相当する。

前記ウにおいて条例第7条第3号イに該当するとしたJR東海の電話番号等は、JR東海の社員の連絡先にすぎず、これを開示しても、人の生命、健康等への危害若しくは支障を排除し、拡大を防止し、又は発生を予防することにつながるものではないと認められることから、条例第7条第3号ただし書に該当しない。

オ 以上のことから、実施機関が条例第7条第3号イに該当するとして不開示とした部分のうち、「事業計画に関する事項」については現時点においては同号に該当しないが、JR東海の電話番号等については同号に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、別表の2欄に掲げる部分の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 実施機関が開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定
文書1 会議等状況報告（リニア中央新幹線の大深度地下使用に関する説明会（H27.9.15））	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東海の社員の氏名及び役職名 	条例第7条第2号
文書2 会議等状況報告（大深度地下使用の認可に当たっての事前照会に関する打合せ（H27.8.27））	<ul style="list-style-type: none"> ・ JR 東海の社員の氏名、役職名及び保有資格 	条例第7条第2号
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画に関する事項 ・ JR 東海の電話番号、FAX番号及びメールアドレス 	条例第7条第3号イ

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 6. 7	諮問（弁明書の写しを添付）
30. 7. 10	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30. 10. 11 (第 558 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
30. 10. 30 (第 560 回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
30. 12. 18 (第 563 回審査会)	審議
31. 2. 18 (第 567 回審査会)	審議
31. 3. 15	答申